

引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分については、その全てを社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

当町の令和3年度当初予算における社会保障施策関連経費への充当状況は以下のとおりです。

(歳入)

・市町村交付金(社会保障財源化分) 128,000千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 (単位:千円)

事業名		社会保障施策 に要する経費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国(県) 支出金	町債	その他	引き上げ分の 地方消費税 (社会保障財源化分 の市町村交付金)※	その他
社会 福祉	福祉医療費給付事業	70,967	20,082	0	0	35,543	15,342
	障害者自立支援給付事業	277,576	207,161	0	0	49,184	21,231
	高齢者移動支援事業	5,000	0	0	0	3,493	1,507
	児童手当給付事業	173,905	146,952	0	0	18,826	8,127
	小 計	527,448	374,195	0	0	107,046	46,207
保健 衛生	予防接種事業	29,999	0	0	0	20,954	9,045
	小 計	29,999	0	0	0	20,954	9,045
合 計		557,447	374,195	0	0	128,000	55,252

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。